

# 青森県報

第二千四百九十一号

平成十七年  
六月十七日  
(金曜日)

## 目 次

### 訓 令

青森県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓

令……………(団体経営改善課)……………一

### 告 示

救急病院の設置……………

(医療業務課)……………二

保安林の指定……………

(林政課)……………二

水防警報を行う河川の指定……………

(河川砂防課)……………二

青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………

(経理課)……………五

証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………

(出納課)……………五

証紙売りさばき人の指定……………

(同)……………六

### 出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任……………

(農北地所)……………六

### 選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数……………

(事務局)……………七

### 雑 報

宅地建物取引主任者資格試験の実施……………

(建築住宅課)……………七

## 訓 令

青森県訓令甲第三十三号

青森県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令

青森県農林水産業協同組合等検査規程(平成十二年三月青森県訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び水産業協同組合法」を「水産業協同組合法」に改め、「第二百二十三条」の下に「及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)第八條第一項」を加える。

第二条第四号中「第九十三條第三項」を「第十一條の九第一項第四号に規定する共済代理店(以下「共済代理店」という。)、同法第九十三條第二項に規定する子会社等」に改め、「(以下「子会社」という。)(」を削る。

第十条第二項中「(子会社にあつては、監査役)」を「又は監査役」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、監事又は監査役を置いていない共済代理店については、この限りでない。  
別記様式の表中「及び水産業協同組合法第123条」を「水産業協同組合法第123条及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第8條第一項」に改める。

### 附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第五百二十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第一条第一項の規定により告示する。

平成十七年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
医療法人辰珠会十和田第一病院	十和田市東三番町一〇の七〇	平成二十年六月十二日

青森県告示第五百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

下北郡東通村大字野牛字水上一九五の二〇・一九五の二二・字小河原六五の一

（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（一）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（二）「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第五百二十三号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十条の六第一項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十七年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

岩木川水系

名 称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
十川	本郷川の合流点	岩木川への合流点
旧十川	十川からの分派点	岩木川への合流点
松野木川	左岸 五所川原市大字松野木字花笠二七番地二地先の松野木橋下流端	旧十川への合流点
	右岸 五所川原市大字松野木字花笠二八番地二地先の松野木橋下流端	
金木川	左岸 五所川原市金木町玉水二九六番地先の津軽鉄道橋梁下流端	旧十川への合流点
	右岸 五所川原市金木町朝日山一七五番地七地先の津軽鉄道橋梁下流端	





五戸川水系

奥入瀬川	名称	上流端	区	下流端	間
	奥入瀬川	上流端	区	下流端	間
奥入瀬川	名称	上流端	区	下流端	間
奥入瀬川	名称	上流端	区	下流端	間

奥入瀬川水系

大畑川	名称	上流端	区	下流端	間
	大畑川	上流端	区	下流端	間
大畑川	名称	上流端	区	下流端	間
大畑川	名称	上流端	区	下流端	間

大畑川水系

脇野沢川	名称	上流端	区	下流端	間
	脇野沢川	上流端	区	下流端	間
脇野沢川	名称	上流端	区	下流端	間
脇野沢川	名称	上流端	区	下流端	間

脇野沢川水系

小川	名称	上流端	区	下流端	間
	小川	上流端	区	下流端	間
小川	名称	上流端	区	下流端	間
小川	名称	上流端	区	下流端	間

田名部川  
(上流)

平成十七年六月十七日

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十七年四月二十六日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

青森県告示第五百二十五号

青森県信用漁業協同組合連合会 八戸市白銀町 八戸支店

を削る。

第二号の表中

青森県知事 三 村 申 吾

平成十七年六月十七日

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

青森県告示第五百二十四号

新井田川	名称	上流端	区	下流端	間
	新井田川	上流端	区	下流端	間
新井田川	名称	上流端	区	下流端	間
新井田川	名称	上流端	区	下流端	間

新井田川水系

五戸川	名称	上流端	区	下流端	間
	五戸川	上流端	区	下流端	間
五戸川	名称	上流端	区	下流端	間
五戸川	名称	上流端	区	下流端	間

三川目川の合流点

海に至る場所

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名  
 十和田市一本木沢二丁目七の二六  
 青山 進一

青森県告示第五百二十六号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和二十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年六月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び氏名

十和田市一本木沢二丁目七の二六

青山 明

二 指定年月日

平成十七年六月十七日

三 売りさばき場所

十和田市西一番町一六の二二

### 出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、民間林土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年六月十七日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

区役員の氏名	住所	就任及び退任年月日
鳥谷部政志	上北郡七戸町字舟場向川久保五二〇の四	平成十七年六月十七日就任
坪 幸一	字天間館前川原八五の一	
天間 六朗	字舟場向川久保三三五	
小又 福蔵	字森ヶ沢一二	
枋木 政則	字榎林家ノ前一二二の八	
小又 勲	字道ノ上一二二の二	
小又 福蔵	字道ノ上一二二の二	
枋木 政則	字榎林家ノ前一二二の八	
坪 幸一	字天間館前川原八五の一	
天間 敏行	字森ノ上七五の三	
小又 精一	字森ヶ沢四五の二	
八嶋 勝見	字荒熊内六七の四六六	
鳥谷部政志	字舟場向川久保五二〇の四	
鳥谷部 忠	字下鳥谷部四四	
柳平 廣司	字柳平一五の二	平成十七年六月十七日退任
坪 儀一郎	字後平九	
十枝内隆則	字夏間木六四の八一	
天間 和敏	字小田下一〇の三	
鳥谷部金作	字鳥谷部一二の二	
楠 俊二	字金沢平三五	
中村 定幸	字舟場向川久保三三〇	
小又 精一	字森ヶ沢四五の二	
柳平 廣司	字柳平一五の二	
小又 勲	字道ノ上一二二の二	
枋木 政則	字榎林家ノ前一二二の八	
小又 福蔵	字道ノ上一二二の二	
天間 六朗	字舟場向川久保三三五	
坪 幸一	字天間館前川原八五の一	
天間 敏行	字森ノ上七五の三	
小又 精一	字森ヶ沢四五の二	
八嶋 勝見	字荒熊内六七の四六六	
鳥谷部政志	字舟場向川久保五二〇の四	
鳥谷部 忠	字下鳥谷部四四	
柳平 廣司	字柳平一五の二	
坪 儀一郎	字後平九	
十枝内隆則	字夏間木六四の八一	
天間 和敏	字小田下一〇の三	
鳥谷部金作	字鳥谷部一二の二	
楠 俊二	字金沢平三五	
中村 定幸	字舟場向川久保三三〇	
小又 精一	字森ヶ沢四五の二	
柳平 廣司	字柳平一五の二	
小又 勲	字道ノ上一二二の二	
枋木 政則	字榎林家ノ前一二二の八	
小又 福蔵	字道ノ上一二二の二	
小又 勲	字道ノ上一二二の二	
中村 定幸	字舟場向川久保三三〇	
天間 和敏	字小田下一〇の三	
坪 米男	字大平四九	
十枝内隆則	字夏間木六四の八一	

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十八号

平成十七年六月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成十七年六月十七日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二三、八六四 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二六五、五三二 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

- 東津軽郡選挙区 八、七一九 人
- 西津軽郡選挙区 一八、〇七七 人
- 南津軽郡選挙区 二六、〇七九 人
- 北津軽郡選挙区 一六、九四〇 人
- 上北郡選挙区 三一、一六五 人
- 下北郡選挙区 一〇、四二四 人
- 三戸郡選挙区 二四、四六二 人

- 青森市選挙区 七九、七二二 人
- 弘前市選挙区 五二、二五三 人
- 八戸市選挙区 六四、四五〇 人
- 黒石市選挙区 一〇、五七二 人
- 五所川原市選挙区 一三、三七二 人
- 十和田市選挙区 一六、八五二 人
- 三沢市選挙区 一、三〇一 人
- むつ市選挙区 一三、三五二 人

雑 報

宅地建物取引主任者資格試験の実施

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第十六条の二第一項の規定による青森県知事の委任に係る平成十七年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成十七年六月十七日

財団法人不動産適正取引推進機構 理事長 小 野 邦 久

一 試験の日時 平成十七年十月十六日(日) 午後一時から午後三時まで

ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者(宅地建物取引業法施行規則第十条の五第六号にいう登録講習修了者、以下「登録講習修了者」という。)については、午後一時十分から午後三時まで

二 試験の場所 受験申込み受付の際、指定する。

三 試験の内容

1 内容 おおむね次の事項について行う。

(一) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

(二) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。



- (三) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
- (四) 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
- (五) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
- (六) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
- (七) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。
- ただし、登録講習修了者については、前記(一)と(五)に掲げる事項に関する問題を免除する。
- 2 出題法令の適用期日  
平成十七年四月一日現在施行されている法令
- 四 試験の方法及び出題数
- 1 方法 四肢択一式の筆記試験による。
- 2 出題数 五十問
- ただし、登録講習修了者については四十五問とする。
- 五 受験資格 年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。
- 六 受験申込み
- 1 郵送又は持参による申込み
- (一) 試験案内及び受験申込書の配布
- ア 配布期間  
平成十七年七月一日(金)から同月二十九日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。
- イ 配布場所  
社団法人青森県宅地建物取引業協会本部及び各支部、青森県県土整備部建築住宅課並びに青森県各県土整備事務所
- (二) 申込期間
- ア 郵送申込みの場合  
平成十七年七月一日(金)から同月二十九日(金)までの日付の消印があるもの限り受け付ける。
- イ 持参申込みの場合  
平成十七年七月二十五日(月)から同月二十九日(金)までの午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- (三) 提出書類
- ア 受験申込書(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書を貼った

- もの)
- イ 写真一葉(受験申込前六箇月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦四・五センチメートルから五センチメートルまで、横三・五センチメートルから五センチメートルまでの間の大きさのもの)
- ウ 登録講習修了者については、前記アとイに加えて登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの)
- (四) 受験手数料  
七千円
- 受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと(払込手数料は、本人負担)。
- (五) 郵送先又は提出先
- ア 郵送申込みの場合  
社団法人青森県宅地建物取引業協会あて、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと。
- イ 持参申込みの場合  
社団法人青森県宅地建物取引業協会(青森市長島三丁目一の一 青森県不動産会館)
- 2 インターネットによる申込み
- (一) 試験案内の掲示
- ア 掲示期間  
平成十七年六月十七日(金)から同年七月二十五日(月)まで
- イ 掲示場所  
財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ  
(<http://www.retio.or.jp>)
- (二) 申込期間  
平成十七年七月一日(金)午前九時三十分から同月十四日(木)午後九時五十九分まで
- (三) 申込方法
- ア 財団法人不動産適正取引推進機構ホームページ(<http://www.retio.or.jp>)にアクセスし、受験申込画面において必要な事項(登録講習修了者については、登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前三年以



内のもの)に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む)を入力する。

イ 写真ファイル(受験申込み前六箇月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景でJPG形式のもの)を添付する。

(四) 受験手数料

七千円

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンピュータより納入すること(事務手数料は、本人負担)。

七 合格発表

1 発表の期日

平成十七年十一月三十日(水)

2 発表の方法

社団法人青森県宅地建物取引業協会及び青森県庁東棟一階掲示板に合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。

八 試験に関する問い合わせ先

社団法人青森県宅地建物取引業協会(電話青森七二二 四〇八六)

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一  
銭